

研究・調査プロジェクト報告

現代教化学部門〈葬儀PT実践部門〉

「おひとりさま」時代の到来と寺院の役割

研究員 蓮見高円、本間文裕
嘱託 岩田親静、石原顕正

一、はじめに

近年、「墓じまい」が増えていると聞きます。即ち、先祖を納骨してある家族墓を処分し、永代供養墓や樹木葬、納骨堂などに納めたり、散骨したりするなど、後継者を必要としない埋葬の方法を選択する人が増えているようです。これには三離れ（葬儀離れ、墓離れ、寺離れ）や世代間の文化の断絶など、いくつかの理由が考えられますが、大きな原因の一つは、後継者の不在ではないでしょうか。

数年前から「おひとりさま時代の到来」が言われるようになりました。即ち、配偶者や子供のいない一人暮らしの高齢者が急激に増えているのです。

このような事態に、我々僧侶は、どう対応すべきなのでしょう？ 単に、永代供養墓や樹木葬など、時流に合わせた墓所を造るだけでいいのでしょうか？

たとえば、永代供養墓を造り、生前に入ること契約していたとして、亡くなった後、誰がそのお骨をお墓に埋葬

するのでしょうか？ 当たり前のことですが「お骨は一人で歩いてお墓に入れられない」のです。

そこで今回は、後継者が居ない高齢の独居者、いわゆる「おひとりさま」となることにより、どのような問題が生じるのか、またその解決策について、そして、我々僧侶が果たせる役割について、調査・研究をしました。

二、問題の背景

・これまでの研究成果

これまで、我々葬儀プロジェクトチーム（以下葬儀PT）は、葬儀に関する現代社会の諸問題について調査・研究をしてきました。

昨年（平成二十九年度）は、研究成果として所報五十二号に掲載したように、成年後見人について調査しました。結論だけ言えば「二〇二五年には、日本の三人に一人が高齢者、十人に一人が認知症になり、そしてそれを生産者一・七人で一人を支えねばならない時代」になっていると予想されます。これに伴い、成年後見人などの需要が急増することが予測されています。我々寺院が成年後見人など、その役割を果たすことが求められる時代がすぐそこまで来ています。むろん、成年後見人は僧侶の仕事ではありませんが、「後見人はお坊さんの仕事ではない、しかし、お坊さんがやらざるを得ない仕事でもある」というものが、昨年までの結論でした。ただ、報告書をお読みいただければ分かるように、その役割を果たすことは非常に困難であり、「成年後見人制度は、人間一人の人生を預かるものであり、知識もお金も時間も必要であり、非常に大変で気軽には受けられない」ともわかりました。

昨年の現地調査（宗報平成三十年二月号掲載）では、富山県高岡市の大法寺の「送骨」について調査しました。遺骨を自宅に保管し、どう供養したらいいのかわからない人々の為に、全国からゆうパックで遺骨を受けとり、納骨・供養をしていました。その理念と活動に感動すると同時に、それを支えるNPO法人「道しるべの会」の果たしてい

る大きな役割について知り、寺院単体での活動の限界について考えさせられました。「特定の人の善意」に頼るシステムは、理想的ではありませんが、疲弊する可能性があります。特に一部の人の熱意に頼っている場合、その人が燃え尽きてしまったり、世代交代がうまくいかなかったりすると、担い手がいなくなつて事業が消滅してしまう可能性があります。

このように、葬儀の前後における社会問題を解決することは、社会的に需要が増大することが予想され、寺院にもその役割を果たすことが求められることが予見される一方で、一教師が個人で行うには非常に負担が大きく、継続も困難な事業となることが、昨年までの研究調査によつて分かりました。

・おひとりさま時代の到来

少子高齢化や認知症の増加以外に、もう一つ重要な社会現象として、「おひとりさま時代の到来」があります。

近年、生涯未婚率の上昇が大きな問題となっています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計二〇一八（平成三〇）年推計」によれば、

六五歳以上の未婚率は、二〇一五年には男性五・九％、女性四・五％であるのに対し、二〇四〇年には男性一四・九％、女性九・九％まで大幅に上昇する。

もちろん、結婚せずに子供を持つ場合もありますが、少なからぬ人が、生涯独身で子供を持たないことが予測されています。

これに伴い、高齢者の独居の問題が生じています。

内閣府の「高齢者白書」によれば、

六五歳以上の一人暮らしの者の増加は男女ともに顕著であり、昭和五五（一九八〇）年には男性約一九万人、女

性約六九万人、六五歳以上人口に占める割合は男性四・三%、女性一一・二%であったが、平成二七（二〇一五）年には男性約一九二万人、女性約四〇〇万人、六五歳以上人口に占める割合は男性一三・三%、女性二一・一%となっている。

実に男性の七・五人に一人、女性の五人に一人が独居となっています。将に、「おひとりさまの時代」が到来しているのです。

もちろんこの数字には、「子供はいるけど別居しているだけ」という場合も含まれていますが、仮に子供が居ても、「風邪をひいたり、怪我をしたりしたときにすぐ駆けつけてくれる家族が近くにいない」という点では、同じでしょう。

さらには、適切な統計データはありませんが、「結婚していても子供を持たない」という選択肢を選ぶ人も増加しているように感じられます。

このように、近い将来、「いざという時に頼れる家族のいない人」が大量に発生することが予測されます。もちろん、配偶者や子供が居なくても、甥や姪が居る場合もあるでしょうが、甥や姪には既に、四人の父母義父義母が居ることを忘れてはいけません。

・「おひとりさま」が困る事

さて、おひとりさまには、「甥姪や他人になんて頼らなくても、一人でやっていける」と考える方も多いようです。しかし旧来の「家族」が居れば、何となく処理できていたことが、大問題になる事例が多々あります。

たとえば、急病で身動き取れなくなったとき、家族が居れば看病してもらえますが、いなければ大ごとになります。入院しようにも、入院の保証人が必要となります。

海外旅行に行こうと思っても、緊急連絡先となる保証人が居なければ、気軽に出かけることも出来ません。

年を取って、老人ホームに入ろうと思っても、身元引受人が居なければ入れません。

認知症になってしまえば、後見人が居なければどうしようもなくなるのは、昨年の報告書の通りです。

医療の分野においても、本人の意識が無ければ、治療方針や延命処置を行うかどうか、判断のしようがなくなりま
す。

いざ亡くなったら、火葬の前に、まず誰が死亡届を出せばいいのでしょうか？ 法的には、親族以外にも、同居人、
大家、地主などが提出できますが、親族のいない方が一人暮らしの自宅で亡くなると、誰も死亡届を出せなくなりま
す。（現状では、自宅で亡くなったのに、行旅死亡人として扱い、市町村長の権限で死亡届を出すしかないようです）
葬儀なども、喪主が居なければどうしていいのかわかりません。

埋葬についても、冒頭で言ったように、「お骨は一人で歩いてお墓に入れない」ので、誰かに納骨してもらわな
ければいけません。

さらに、通常の墓地は、継承者が必要です。お寺側の都合としても、継承者が居なければ、無縁墓地となっていま
うので、困ることはよくわかると思います。

遺産の処分の問題もあります。家屋敷、家財の処分を誰かがやる必要があります。最近では、パソコンやスマート
フォン、SNSなどの情報の消去も問題になります。

水道、ガス、年金など、諸々の手続きも、誰かがやらねばなりません。

・我々がやるべきだが……

近年、このような悩みの相談を受けることが増えてきました。このような人々の悩みに対応することは、我々僧侶

の喫緊の課題であることは明白でしょう。しかし同時に、それを一教師が行う事は非常に困難であることは既に述べたとおりです。

そのような中、大阪の大蓮寺の「生前個人墓 自然^{じねん}」について知る機会を得ました。

生前個人墓「自然」は、「永代供養の生前個人墓」です。文字通り、生前にご本人の意思で申し込んでいただき、元気なうちにお寺とのご縁を結んでいただきます。ご本人に承継者がいなくても、あるいはいなくなったとしても、大蓮寺が責任をもって永代にわたり供養、管理してまいります。 (大蓮寺HPより引用)

このように、「自然」は生前契約を行う永代供養墓の一形態です。特徴的な点は、生前から死後に至るエンディングサポートを寺院が行うだけではなく、「NPO法人りすシステム」と提携して行っている点です。

もし日蓮宗寺院でも同様に活用できるなら、先に挙げた問題点が解決できるのではないかと思ひ、葬儀PTで「NPO法人りすシステム」に調査を行ってききましたので、報告をいたします。

二、調査報告

日時 平成三〇年十一月七日 一六時～一八時

場所 東京都千代田区九段北一―四―五 NPO法人りすシステム事務所(本部)

面会者 NPO法人りすシステム代表理事 杉山歩

訪問者 葬儀PTの研究員三名(岩田親静 本間文裕 蓮見高円)

・りすシステムとは

NPO法人りすシステムとは「L i s s (Living・Support・Service)」即ち、生前契約などを行うNPO法人です。

そもそもは、一九八〇年代、先の戦争などに起因する独身女性が、後継者が居ない事を理由に墓地の購入を断られたという問題に端を発しています。これに應える形で、真言宗の僧侶である松島如戒氏が巢鴨に大分功德院東京別院を新寺建立（一九八八年）した際、併設する「すがも平和霊苑」の中に後継者を必要としない墓所「もやいの碑」（一九八九年）が造られ、「もやいの会」（一九九〇年）が設立されました。

しかし、入れるお墓は作ったものの、単身者では、本人が亡くなった後に火葬してお骨をお墓まで運んでくれる人がおらず、「遺骨は自分で歩いてお墓に入れない」という問題が発生しました。そこで、一九九三年に、松島如戒師は、葬儀などの死後の事務委任を行う「りすシステム」を発足しました。これで火葬、葬儀から埋葬に至るまでの死後のケアを出来るようになったのです。

その後、介護や認知症などの需要の増加に伴い、死後の事務委任だけでなく、介護や成年後見人など、生前のサポートまで範囲を拡大していきました。

現在は、身元保証などの自立支援、介護、認知症に対する成年後見人、死後の事務委任など、生前から死後にいたる人生の終末期の前後において、家族のかわりとなって本人の意思を代弁する、「契約家族」というべき組織となりました。

・りすシステムのサポート内容

全体としては、自分一人では解決できない、旧来の「家族」が果たしてきた役割を、契約に基づいて果たすことが主な役割です。

主に三期に分かれており、

①生前サポート（日常生活支援、身元保証など）

②任意後見サポート（認知症などにより判断が出来なくなった時の後見）

③死後のサポート（葬儀や火葬、納骨、役場の手続き、住まいの整理など）に分類されます。

また、契約してから生前サポートを始める前の期間においても、「見守り訪問」として、無料で年一回、りすシステムのスタッフが訪問し、困りごとが無いかなどを聞いています。更に、誕生日に、誕生日カードと共に、返信が必要な手紙を送っています。簡単なアンケート程度のもですが、返信が無いと、認知症になったのではないかと、調査を始めるそうです。更には、セコム株式会社と提携し、センサーを取り付けて、一二時間以上動きがなければ、セコムが駆けつけてくれる契約もあるそうです。

これらにより、りすシステムが、契約によって家族の替りとなり、先に挙げた「おひとりさまが困る事」は、全て解決することができます。

なお、りすシステムが、実際に介護などをするわけではありません。あくまでも、本人の意思の代弁者として判断し、契約などを手配する事が主な仕事であり、実際の介護などは、対応する業者と契約を結んで業務委託を行います。

たとえば、介護（市町村役場、地域包括支援センター、ケアマネージャー、デイサービス、ヘルパー、有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅、特別養護老人ホーム、交番、民生委員）、医療（救急車、病院、往診医療、居宅薬剤管理、訪問看護）、後見（家庭裁判所、銀行、証券会社、保険会社）、死後事務（市町村役場戸籍係、警察、葬儀社、火葬場、墓地管理者、寺院、公共料金収納機関、携帯電話会社、荷物処分業者、遺言執行人、相続人）など、これらの人々を繋げる役割を、りすシステムが行っています。

・生前契約の書類セット

前述のサービスを満たすために、りすシステムでは、多数の書類を作成しています。

まず、本人の意思がどのようなものであるかを明確にするための書類として、左記のようなものを用意します。

生前契約企画書（安心ノート）

生前契約に必要な事項申出書（緊急時対応用）

後見事務履行に関する事前意思表示書（後見ノート）

医療上の判断に関する事前意思表示書（延命処置をどのぐらいするかなど）

諸手続参考資料表（年金や保険、電気、カードなど、解約や退会が必要な情報）

これらにより、本人が亡くなったり、認知症になったり、事故で意識がなくなったりしても、りすシステムが本人の代弁者として、本人の意思を確実に遂行することが可能です。そして、りすシステムがそれを実行するための法的根拠として、左記の公正証書を公証人の立会いのもと作成します。

生前事務委任契約公正証書

任意後見契約公正証書

遺言公正証書

負担付死因贈与契約公正証書

これらの書類を用意することで、本来は赤の他人であるりすシステムが、生前から死後に至るまでの家族の役割を引き受けることが法的に出来るようになっていきます。

・お寺（大蓮寺「自然」との連携

前述の大蓮寺の秋田住職と、りすシステムの松島如戒師はかつてから親交があり、五年程前にフェアで顔合わせしたことがきっかけで、「お互いに足りない部分を補い合う関係」を構築してきたそうです。

永代供養を生前に契約していても、周囲に頼るべき人がいなかったり、居ても理解が得られなかったりする場合が多く、せっかく墓所を契約しても、お骨がお墓までたどり着かないことがあったそうです。そこで、りすシステムが死後の事務を確実に遂行する役割を担うようにしました。

逆に、りすシステムの契約者で墓所を探している方には、大蓮寺の墓所を紹介する場合もあるそうです。

これにより、大蓮寺側は利用者の紹介や墓所の提供、りすシステム側は生前契約や後見人などの事務・法務などのシステムを提供し、分業が成立しているそうです。このように、お寺が持っているスキルや設備を提供し、りすシステムが足りない部分を補うような良い関係が成立していました。

なお現在、大蓮寺では、りすシステムが関与した葬儀を、年間三〜四件行っているそうです。

・我々日蓮宗でも利用できるのか？

宗派を問わず、誰でも利用できます。勿論、日蓮宗の我々の寺院の檀信徒でも利用できます。実際、大阪の浄土宗大蓮寺の他にも、埼玉の真言宗円通寺などでも同様の提携をしています。

りすシステムとしては、寺院と契約しているわけではなく、利用者と死後の事務委任を結ぶだけなので、その委任内容で「墓所や葬儀は〇〇寺にお願いします」とすることに何の問題もありません。

よく勘違いされるようですが、りすシステムが「もやいの碑」のある功德院から発足した組織だからと言って、別に「もやいの碑」に入る必要はありません。あくまで選択権は利用者にあります。

なお、お骨の行方を決める過程で、自然と菩提寺の話は出てくるようですが、その菩提寺に後継者を必要としない「永代供養墓」のような納骨施設がないと、話が難しくなります。従来の家族が継承することが前提のお墓だと、後継者が居なくなると無縁となり放置されてしまうことになるので、そのお寺から納骨を拒否されてしまう場合があるそうです。りすシステムとしては、全てのお寺に、後継者を前提としない埋骨設備を作って欲しいそうです。

・全国で利用できるのか？

北海道から九州まで、札幌、仙台、名古屋、大阪、広島、松山、福岡、大分などに支部があります。利用開始にあたり、一度は対面しての面談が必要となりますが、近くに支部がない場合でも、出張をして対応できます。これにより、**日本国内なら全国どこでも対応可能**です。りすシステムは、あくまで本人の代理人として、サービスを提供する会社との契約を代行するだけで、実際の介護や見守り等の業務は契約した会社が行うので、近くにりすシステムの支部が無くても利用可能です。最近では、緊急時の呼び出しなどにもいち早く対応するため、支部から遠くて、りすシステムの職員がすぐには行けなくても、提携企業の誰かが駆けつけられるようにできないか、模索しているそうです。

・必要な費用について

契約完了までに必要な経費

りすシステム、日本生前契約等決済機構への申込金 五万円

システム維持費（会費）毎月五百円

分担金（法人の維持費）一五万円

預り金 五〇万円（死後事務の為の預り金、契約内容による）

預託金 二〇万円（生前事務の為の預託金、随時補充する）

公正証書作成費用一〇万円＋証人費用一〜二万円

契約後に必要な経費

システム維持費（会費）毎月千円

サポート費用 半日一名で五千円〜一日二人で一万五千円（別途交通費）

身元引受保障等事務手数料 入院など一件五千円 緊急連絡先一件三千円

任意後見人 毎月三千円（任意後見開始後）

このように、契約開始に、最低で約一〇〇万が必要になります。その半分以上は「死後の事務のための預り金」です。なおこれは火葬・遺言執行などの最低限の費用であり、宗教儀礼を伴う葬儀などの費用は含まれていません。もちろん、別途預り金を増額することで、「お葬式は菩提寺でやりたい」と契約することが可能です。例えば、好きな美空ひばりさんと同じ布張りの高級棺に入りたいたいからと、四〇万円を追加で預託した人がいるそうです。

一〇〇万円以上の金額を高く感じる人もいるそうですが、「死後の一切をこれで賄えるので、後のお金は生前に使い切ってしまうと考えると考えれば安い」と考える人もいます。

なお、預けたお金は、りすシステムではなくNPO日本生前契約等決済機構（決済機構）が管理しています。りすシステムが提供したサービスに応じて、第三者機関である決済機構のチェックを経てから支払われるので安心できます。

・りすシステムの規模について

平成三十年現在、これまでの二十五年間で約六〇〇〇人と契約し、現在約一一〇〇人を見送り、一四〇〇人は解約

されたそうです。毎年新規の契約者は約三〇〇人で、年間一〇〇人程が亡くなっているのです、毎年二〇〇人程増えているそうです。契約者のうち定期的サポートをしているのは現在約五〇〇人で、更にそのうち約三〇〇人の任意後見人となっています。

NPOの職員は、全国で約七〇人であり、少ないように思えますが、本人の意思を代弁するのが主な業務であり、介護などの実務を行うわけではないので、それで十分だそうです。ただ、「二四時間三六五対応」を実現する為、緊急コールセンターの人員が必要であり、その人件費が結構大変だそうです。

・認知症になる前に契約を！

任意後見人契約も同じですが、認知症になってしまうと、りすシステムと契約を行うことは出来ません。本人の意思がはっきりしている間に、ご自分の意見を明確に残しておいて頂ければ、それにしたがってりすシステムが本人の代弁者となり、その意思を確実に実行します。

なお、最初の基本となる契約自体は公正証書で結びますが、遺言などと同様に、細かい内容については何度でも簡単に書き換えることが出来ます。

・具体的な連絡先

実際に、りすシステムと契約を行いたいという檀信徒がいた場合には、左記の連絡先にご連絡ください。資料の請求は無料です。定期的に行われている説明会の参加費も無料です。また、依頼をすれば、各寺院での講演会など、どこにでも来てくれるそうです。

電話 〇一二〇―八八九―四四三

・りすシステム以外の、同様のNPOなど

りすシステムがこの分野では草分け的存在であり業界最大手ですが、他には名古屋の「さずなの会」などが全国的な組織として存在しています。小規模なものも含めれば、全国に一〇〇以上の同様の組織があるそうです。

公共機関としては、横須賀市が「エンディングプランサポート事業・私の終活登録」として、運営をしています。営利企業では、イオンが「イオンの身元保証」として行っている事例もあります。

場合によっては、りすシステム以外の、地域に密着した組織などを活用するほうが、利便性が高いかもしれません。

四、考察

・りすシステムに任せれば「おひとりさま」の問題は解決する

今回の調査により、これから「おひとりさま」が急激に増える時代を迎えることが分かりました。その到来に伴い、旧来の家族が居れば問題にならなかつた諸問題が発生することも判りました。そして、それに一教師が対応することは、非常に困難です。しかし調査の結果、りすシステムを利用することで、一教師や一寺院の単位で、それらの諸問題に対応することが可能であることが分かりました。

なお、これでおひとりさまの問題が解決する一方で、後継者を前提としない遺骨供養の形態、即ち、永代供養墓や納骨堂、樹木葬などの施設が無いと、菩提寺での納骨が出来ず、最終的に墓じまいや離壇となってしまう。檀信徒で居続けてもらうためには、檀信徒がお墓に入れる道筋を整えておく必要があることも判りました。

逆に、後継者を必要としない遺骨供養施設を整備し、りすシステムと協力することで、これから増えるであろう「おひとりさま」が、新たな檀信徒となってくれるかもしれません。

・全てを任せてしまっても良いのか？

さて、りすシステムに任せれば諸問題が解決することは分りましたが、果たして、全てを任せてしまってもいいのでしょうか？

かつて寺院は、葬儀を行うのみならず、学校であり、病院であり、地域の文化コミュニティの中心となるものでした。しかし、公営の学校が造られ、病院が出来、様々な文化施設が造られていく中で、寺院の役割は削られて行きました。結局残ったものが、葬儀・供養だったとも言えるでしょう。現在の寺院の衰退の一因は、このように寺院の役割が次々奪われて行ったことにもあると思います。

そのような中、せっかく葬儀の前後にお寺が頼られるべき分野が生まれたのに、それを全て任せてしまっているのでしょうか？ むろん、一教師が全て行うことは不可能なことは既に述べたとおりですし、出来ないことをりすシステムに頼ることは必要です。ですが、頼りすぎてしまえば、「お寺は要らない」と言われかねません。りすシステムが寺院の檀家を奪う意志は全くありませんし、契約者が「もやいの碑」に入る必要も全くありません。しかし、その契約の内容は、契約者が随時変更可能です。最初に「葬儀は菩提寺で」と書いていても、契約後に一切お寺が関与しなければ、「お葬式は要らない。お寺は要らない。」と書き換えられてしまう可能性もあります。

・お寺の役割は？

では、お寺が関与する余地は何処にあるのでしょうか？

たとえば、大蓮寺の「自然」の場合は、利用者とりすシステムの契約の際に立ち会い、助言をすることで、利用者には安心を、りすシステムには信用性の担保を与えているようです。定期的に終活の講演会や勉強会など、イベントも行っているようです。

りすシステムが行き届かない点を寺院が補うことも出来るでしょう。りすシステムは全国組織ですが、人員は全国で七〇名程度であり、支部の無い地域では人手不足だそうです。緊急の連絡があった時に見に行く役割を、寺院が担うだけでも大きな助けとなりえます。あるいは、りすシステムは「見守り訪問」として、年に一回の訪問を行っていますが、我々が、盆彼岸や、月命日のお経に行くことも、ある種の「見守り」活動となりえます。異変を感じたら、周辺に知らせるだけでも、充分役に立つのではないのでしょうか。

立教大学社会デザイン研究所の星野哲氏は、終活分野における寺院の役割に着目し、次のように書いています。

問題を解決するためだけなら、行政やNPOに相談する、あるいは企業が提供するサービスを利用することで、こと足りることもあるだろう。だが、お寺にはそうした活動にはない「プラスα」を期待できる。お寺は祈りの場、宗教の場だ。お釈迦様が、人の「苦」と向き合って教えを説いてから二五〇〇年。人はいまも昔も変わらず、同じように悩み、苦しみながら生きて、老い、死を迎える。寺という空間や僧侶から滲み出す「宗教性」や歴史から、そんなことを実感できるかもしれない。(中略) 仏教に接することで、苦への向き合い方、受容の仕方が変わる可能性がある。

『定年後』はお寺が居場所』 星野哲 集英社新書

このように、人生の終末期における法的・事務的な問題は、りすシステムに任せるとしても、死を間近に控えた人の不安や悲しみを和らげることは、仏教本来の役割ではないでしょうか。

そこまで大上段に構えなくても、やれることはたくさんあると思います。生前中に寺院が檀信徒と日常的に触れ合う機会を増やし、繋がりをつくり、お寺が「生きている間に行く場所」となり、そして「最期に逝きたい場所」にな

ればいいのでしようし、そうならなければならぬのではないのでしょうか。

五、まとめ

今回の調査により、これから「おひとりさま」が急激に増える時代を迎え、諸問題が発生することが判りました。そして、りすシステムを利用することで、一教師や一寺院の単位で、それらの諸問題に対応することが可能であることが分かりました。

しかし、それに頼り切ってしまったては、寺院の存在価値すら問われかねません。

自ら汗をかかなければ信用は得られず、信用が無ければ人々は離れて行ってしまうでしょう。我々がやれることは何でもやらなければ、「お寺は要らない」と言われてしまう時代が既に来ています。

六、余談及び、今後の研究課題

りすシステムでは、最近、「子供が居ても契約する人」が増えているそうです。子供が居ても、仕事などで遠方になると、いざという時に頼りにならないことがあるからだそうです。そこで入院や怪我などの緊急時に対応できるように、りすシステムと契約するそうです。

かつての「子供は実家に居住して家業を継ぐ」という社会構造が変化してしまった現在、このような事例がこれから増えることが予測されます。

また、家族の関係性が変わってきたとも感じるそうです。楽しいことは共有しますが、苦しいことは自分だけで処理しようとする傾向があるそうです。苦楽を共にする運命共同体というよりは、お友達感覚になって来たのでしょうか？

これらの問題は、墓じまいや、檀信徒の減少などにもつながり、寺院にも無関係とはいえないのではないのでしょうか？ 過疎に伴う寺院消滅の原因の一つは、他の地方に移住した子供（他出子）に在るとも言われています。

りすシステムの母体となった功德院では、このような家族関係の変化に対応する模索をしているそうです。即ち、三十三回忌までの管理費を先に預かり、「墓所の維持管理、ご供養はお寺が行うので完璧です。お子様がお墓参りしたければ、どうぞなさってください」というスタンスの墓所も用意しているそうです。親としては自分の納骨される場所がはつきりしつつ、それでいて子供に迷惑をかけず、子供としては供養したければしてもいいという、両者の要望を満たしています。さらには、法要の模様をネットでリアルタイム中継することで、他地方在住の檀信徒や子供達への繋ぎ留めを模索しているそうです。

今後増えるであろう、これらの問題とその解決策についても、研究していきたいと思えます。

七、参考文献

現代宗教研究所 所報 第五十二号

日蓮宗 宗報 平成三十年二月号掲載

「私ひとりで死ねますかー支える契約家族」松島如戒 日本法令

「死ぬ前に決めておくことー葬儀・お墓と生前契約」松島如戒 岩波アクティブ新書

『定年後』はお寺が居場所」星野哲 集英社新書

NPOりすシステム <http://www.seizenkeiyaku.org/>

すがも平和霊苑 <https://www.haka.co.jp/>

大蓮寺 生前個人墓「自然」 <https://www.dairenji.com/>

円通寺 <https://www.entsuujior.jp/>
横須賀市 福祉部生活福祉課 終活支援 <https://www.city.yokosukakanagawa.jp/3040/syuukatusien/index.html>
内閣府 平成三〇年版高齢社会白書 http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2018/html/zenbun/sl_1_3.html
国立社会保障・人口問題研究所 日本の世帯数の将来推計2018 (平成30)年推計
<http://www.ipss.go.jp/pp-ajsetai/j/HPRJ2018/t-page.asp>